

## 中学生スポーツ活動普及奨励助成金交付要項

(趣旨)

第1条 一般財団法人前橋市スポーツ協会（以下「スポ協」）が、まえばしスポーツクラブ（以下「クラブ」という。）が中学生の部活動に代わる団体活動の普及奨励を図るために実施する指導者派遣事業の利用者に対する助成金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、中学校の休日の部活動移行に伴い、前橋市内で市内中学生を対象とする活動を行い、クラブが実施する指導者派遣事業を利用する営利団体を除く団体とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は、毎月の活動につき指導者派遣料金の3分の2以内を助成するものとする。

(対象期間)

第4条 対象期間は、令和6年10月1日から令和7年2月28日までとする。ただし、期間内であっても予算額の上限に達した場合には終了する。

(助成金交付申請について)

第5条 助成金を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に、クラブから発行された領収書を添えて翌月の10日以内に申請するものとする。

(交付の取り消しについて)

第6条 助成活動団体が、次に該当する場合には交付を取り消しし、既に助成されている場合には助成額の全額返還を命ずるものとする。

- (1) 助成団体が、助成活動以外の用途に使用した場合
- (2) 助成団体が、助成活動に対して不正等不適切な行為をした場合。
- (3) 提出書類に、虚偽の記述を行った場合。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。